



みんながつながる
☆やさしさと思いやり☆



ご存じですか、「世界人権宣言」

第二次世界大戦の戦禍の反省に基づいて、1948(昭和23)年12月10日、国際連合の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。「基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上を促進する」決意を表明し、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳及び権利について平等である」と謳ったこの宣言は、今もなおあざやかです。

人権問題を解決するための様々な取組と現状

この「世界人権宣言」を具体化するため、さまざまな人権に関する条約が定められてきました。また、1994(平成6)年の第49回国際連合総会において「人権教育のための国連10年」が決議され、その「行動計画」が発表されました。

こうした人権問題の解決を願う数多くの人々のたゆまぬ努力によって、人権問題に関する状況は改善の方向に進んできましたが、現在でも、地域紛争や自然破壊、飢餓と貧困など平和と人権を脅かす事態が続出しています。

21世紀は「人権の世紀」

「人権の世紀」といわれる21世紀は、「人権文化」を輝かせる時代です。「人権文化」は、「いのちの尊厳を自覚し、人間が人間の幸せを自然と共に営み、新しい歴史と文化を共に生んでいく、その行動と実り」であり、私たちは、家庭・学校・職場・地域に根ざした「人権文化」を实らせていかなければなりません。自然と人間、そして人間のすべてが共生し、自由・正義・平和にあふれた社会の実現を共に目指していきましょう。

(世界人権宣言65周年京都アピールより抜粋)



八月は人権強調月間です
この夏、考えてみませんか、人権のこと
一人ひとりの大切ないのち、
支え合う絆を次の世代に伝えてゆく



京都府広報監「まゆまる」
©京都府 まゆまる 2654006



みんな大切な
オンリーワン
京都府人権啓発キャラクター
「じんくん」

(秘密厳守・無料)

世界人権宣言の意義

国連は第二次世界大戦の反省にもとづいて、1948年の12月10日、国連第3回総会で、「世界人権宣言」を決議しました。「世界人権宣言」は全文と30条におよぶ条文中で構成されており、その第1条には「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等である」と明記されています。世間ではしばしば「人間は生まれながらにして平等である」と言われますが、そうではなくて、「生まれながらにして自由であり、尊厳及び権利について平等」なのです。

そして第2条では「すべての者は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに、この宣

言に規定するすべての権利及び自由を享有する権利を有する」と謳っています。30条からなる「世界人権宣言」はあらゆる差別からの人間の解放を高らかに宣言しました。

この宣言を活かすために、国連は社会権規約・自由権規約をはじめ20に及ぶ人権条約を定め、1994年の12月からは「人権教育」を実施して、「世界人権宣言」の実現を目指しています。20世紀は人権受難の世紀でした。

21世紀は「人権文化」の輝く世紀にしなければなりません。国際紛争の続いている今こそ、「世界人権宣言」の意義を再発見すべきです。

公益財団法人世界人権問題研究センター理事長 京都大学名誉教授 上田正昭



人権擁護委員による人権特設相談を実施

京都府では毎日の生活の中で差別や虐待、いじめ、その他、人権に関わる問題で思い悩むことがある場合に、気軽に相談できる場所として、人権擁護委員による特設相談を開設しています。

地域区分	月 日	開設場所
京都市・乙訓※	8/14(木) 9/11(木)	京都府庁1号館府民総合案内・相談センター(京都市上京区)
山城	9/18(木)	京都府木津総合庁舎(木津川市木津上戸)
	8/21(木)・10/16(木)	京都府田辺総合庁舎(京田辺市田辺明田)
南丹	8/7(木)・10/2(木)	京都府園部総合庁舎(南丹市園部町小山東町)
	9/4(木)	京都府亀岡総合庁舎(亀岡市荒塚町)
	9/2(火)	京都府福知山総合庁舎(福知山市篠尾新町)
中丹	8/5(火)・10/7(火)	京都府綾部総合庁舎(綾部市川糸町)
	8/7(木)・9/4(木)	京都府舞鶴総合庁舎(舞鶴市字浜)
丹後	9/10(水)	京都府峰山総合庁舎(京丹後市峰山町丹波)
	8/13(水)・10/8(水)	京都府宮津総合庁舎(宮津市字吉原)

◆いずれの会場も開設時間は午後1時～午後4時です。
※京都市・乙訓会場は予約が必要です。(電話075-414-4235)
その他の会場については、予約は不要です。

◆京都市消費生活総合センターでも特設相談を開設しています。
8/28(木)・9/25(木) 午後1時～午後4時(予約が必要)
予約・お問合せ(電話 京都いつでもコール 075-661-3755)

お問合せ：京都府府民生活部人権啓発推進室
TEL.075-414-4271 FAX.075-414-4268 [ホームページ] <http://www.pref.kyoto.jp/jinken/>

8月1日～31日は人権強調月間です。